

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日財務省令第四四号)

この省令は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条並びに第二条中財務省組織規則目次(第三目の二)を加える部分に限る。)、第四百九条、第四百十条、第四百十二条、第四百四十三条の二、第四百四十四条の二、第四百五十三条、第四百六十一条、第四百六十六条、第四百六十六条の三から第四百六十八条まで、第四百七十四条、第四百八十二条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百八十七条、第四百九十八条、第五百三条、第五百十七條、第五百十八條、第五百二十五條から第五百三十條まで、第五百三十六條の三、第五百三十六條の四、第五百三十九條の三から第五百四十條まで、第五百四十三條、第五百四十六條、第五百四十七條、第五百五十五條、第五百五十六條、第五百六十條、第五百六十八條及び附則第四十二項から第四十四項までの改正規定は、令和五年七月十日から施行する。

別表

名称	位置	管轄区域
国税不服審判所の支部の名称、位置及び管轄区域		
札幌国税不服審判所	北海道	
仙台国税不服審判所	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	
関東信越国税不服審判所	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	
東京国税不服審判所	千葉県 東京都 神奈川県	
金沢国税不服審判所	富山県 石川県 福井県	
名古屋国税不服審判所	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	
大阪国税不服審判所	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	
広島国税不服審判所	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	

高松国税不服審判所	高松市	徳島県 香川県 愛媛県
福岡国税不服審判所	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税不服審判所	熊本市	熊本県 大分県 宮崎県
那覇市	那覇市	沖縄県
沖縄事務所		沖縄県